

(新)里山里地の再生・保全活動支援事業

里山里地は、古来より地域独自の歴史や文化をはぐくんできています。しかし、現在では放置された森林や農地が増加し、イノシシなどによる鳥獣被害の拡大や伝統的な農山村地域の景観が失われるなど、里山里地の持つ良好な環境や生物多様性への寄与などの多様な機能が低下しています。

農地・森林所有者、農林業者や地域団体などと市民、NPO、企業、大学、各種活動団体などとの協働による里山里地の再生・保全活動を支援することにより、農山村地域の活性化や持続可能な地域づくりを推進します。

(1) 里山里地地域支援事業

「里山里地地域」を予算の範囲内で指定し、農山村地域の再生・保全及び地域を活性化させる活動を支援します。

《指定基準》

- ・里山里地が荒廃しており、農地・森林所有者、農林業者だけでは再生・保全が困難な地域であること。
- ・里山里地を再生し、将来にわたって保全及び活性化する意欲並びに持続可能な地域づくり計画を有していること。
- ・実施団体は、原則として農地・森林所有者、農林業者及び地域住民等10戸以上で組織され、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約を有していること。
- ・実施団体は、地域内の住民及び土地の権利者等の理解を得られていること。
- ・実施団体は、地域住民及び里山里地協力隊等と協働で再生・保全事業を実施する見込みがあること。

《指定手順》

- ・事前相談
- ↓
- ・里山里地地域指定申請書などの提出
- ↓
- ・申請書などで総合的に審査し指定(予算の範囲内)

《支援内容》

① 基本補助事業

■協働活動支援事業【経費補助1～5年目限度額:36万円/年、協力隊活動支援1年目～】
里山里地で実施する定期的な保全活動に係る経費(草刈り・下刈り活動時の燃料費、食糧費など)を補助し、里山里地協力隊により活動を支援します。
補助金額:3万円×(協働保全活動回数)

■里山林整備事業(ひろしまの森づくり事業)【3年以内に実施、予算の範囲内】
里山再生保全の基盤整備として、大がかりな下刈り・枝払い・除伐・間伐等を、20年間の保全管理を条件に市が実施します。

② 地域活性化補助事業

次のa～gから3年間で複数の事業を選択し、実施に係る経費を補助します。
【限度額1～3年目:100万円/年】

- a 耕作放棄地の再生活用事業
 - ・再生事業…除草、障害物除去、深耕等
 - ・活用事業…市民農園、学校農園、福祉農園、体験農園、地域振興作物・景観作物の植栽等
- b 鳥獣被害対策事業
 - ・家畜放牧、草刈、草木伐採、放置果樹等除去、各種研修、狩猟(わな・鉄砲)免許取得等
- c 野生動植物やその生息地の保全・管理事業
 - ・環境保全型農業…エコファーマー、化学肥料・農薬の低減、有機農業等
 - ・生物多様性の保全…水辺生物・昆虫の保全活動(ビオトープ造成)、里山里地カルテ作成等
- d 里山里地の資源活用事業
 - ・間伐材を利用した炭作り、燃料用(薪、チップ、ペレットの生産)、シイタケ栽培、水力発電、風力発電、産品・加工品の地域ブランド化等
 - ・地域のシンボル(生物・名所)を利用した商品開発、レストラン・ホテルの飲食店との連携、ネット販売等
- e 里山里地の魅力発信事業
 - ・農家の空き家、廃校を利用した農業塾、自然学校の開設等
 - ・里山里地オーナー制度、市民・大学・企業などの都市住民との体験交流等

- ・イベント開催(農業祭り、ホテル祭り、収穫祭、里山体験等)
- ・Uターン・Iターン向け農業体験実習、企業研修・小学生里山体験、貸し農園の提供等
- f 機械器具等の整備
 - ・里山里地の再生・保全に必要な機材(刈払機、チェーンソー、管理機、集積用具等)の整備
- g その他
 - ・里山里地の再生・保全のために市長が必要と認める事業

(2) 里山里地協力隊支援事業

地域と協働で里山里地再生・保全活動を行う「里山里地協力隊」を組織し、その活動を支援します。里山里地協力隊員は、市民、NPO、企業、大学、及び各種活動団体等から募集し、個人又は法人等での登録制とします。

《登録要件》

- ・里山里地の再生・保全活動の経験又は興味があること。
- ・原則として福山市内に住所を有していること。
- ・里山里地の再生・保全活動に取り組む地域において実施される事業に年2回以上参加する見込みがあること。
- ・満18歳未満の場合は、保護者の同意を得ていること。

《登録から参加までの手順》

- ・里山里地協力隊員登録申込書を提出
- ↓
- ・要件確認後、里山里地協力隊員証を送付
- ↓
- ・活動を実施する場所・日程などを連絡

《支援内容》

- ・里山里地の再生・保全に必要な草刈機、チェーンソー、ヘルメットなどを協力隊へ貸し出します。
- ・チェーンソーなどの研修を実施します。
- ・出勤回数に応じて参加特典(帽子、Tシャツ等)があります。

(3) 里山里地保全協定事業

① 企業の社会的責任(CSR)概念が企業経営の新しい取り組みとして浸透し、また地球温暖化など環境問題への社会的関心が高まる中、里山里地等の保全にボランティア活動、環境教育として参加を希望する企業が増えています。そうした企業と里山里地保全活動に取り組む地域団体を市が結びつけ、企業の有するマンパワーやノウハウなどの支援により、企業と地域団体の協働による里山里地の保全活動を促進します。

② 里山里地が荒廃し、農地・森林所有者、農林業者だけでは保全活動が困難な地域団体と市が協定を締結することにより、地域団体と里山里地協力隊等の協働による里山里地の保全活動を促進します。

《協定締結要件》

- ・地域団体は、原則として農地・森林所有者、農林業者及び地域住民等10戸以上で組織され、代表者の定めがあり、組織及び運営に関する規約を有していること。
- ・地域団体は、地域活性化補助事業のa～gの事業から複数の取り組みを実施すること。
- ・企業は、地域団体が実施する里山里地保全活動を人的又は資金的に支援すること。
- ・協定の締結期間は、3年以上とすること。

《協定締結手順》

- ・里山里地保全協定申込書を提出(地域団体又は企業)
- ↓
- ・要件確認後、市、地域団体及び企業の3者か、市と地域団体又は企業の2者で協定締結

《その他》

- ・市は、広報誌、市ホームページへの掲載等により、協定を締結した地域団体又は企業を市民に周知するとともに、里山里地再生・保全の支援に関する情報を提供します。
- ・企業は、自社HPや商品パッケージ、広告等に、里山里地保全協定を締結している旨を表示することができます。